

パターン認識・メディア研究会における スコープ審査に関する規程

パターン認識・メディア理解研究専門委員会
2022年9月15日制定

第1条 目的

本規程は、電子情報通信学会 第一種研究会 パターン認識・メディア理解研究会について、聴講参加者の利益および発表申し込み者の発表効果に配慮し、スコープ外の恐れがある発表申し込みの扱いについて定める。具体的には、下記に定められた手順によりスコープ審査を実施し、スコープ外と認められれば、発表申込を不受理とする。

第2条 審査委員会

- ・スコープ外の恐れがある発表申込があった場合、パターン認識・メディア理解研究専門委員会（以下、研専）の幹事団は審査委員会を構成する。
- ・審査委員会は研専委員長を審査委員長とし、幹事団によって構成される。

第3条 審査

- ・審査委員会は、その発表申込が研究会のスコープ内であるか否かを判定し、研究会での発表の諾否を決定する。
- ・審査委員会は必要に応じて、著者（ら）に発表内容のわかる資料の提出を求めることができる。

第4条 審査結果の開示

- ・審査委員会で判定結果が確定した場合、直ちに著者（ら）に判定結果を通達する。
- ・審査委員会は著者（ら）からの判定結果に関する異議申し立てを受け付けない。
- ・審査委員会は著者（ら）からのスコープ外とした理由や審議におけるその他議論内容の開示要求も受け付けない。

第5条 公開と改定

本規程は、パターン認識・メディア理解研究会のウェブページで公開をする。本規程の改定は、パターン認識・メディア理解研究専門委員会の承認を得るものとする。

附則

本規程は、2022年11月1日に公布し、2023年度開催のパターン認識・メディア理解研究会か

ら適用する。

参考

電子情報通信学会「研究会への参加方法」より：「ただし、研究専門委員会の幹事団の判断において分野・スコープ外と判断される場合は講演をお断りすることがあります」

https://www.ieice.org/jpn_r/event/kenkyukai/kenkyukai-sanka.html

以上